

中小企業金融円滑化法に基づく実施状況

第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月14日

長崎県民信用組合

目 次

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の既定に基づく措置の実施に関する方針の概要	
○金融円滑化への取組みについて	1
○金融円滑化の基本方針	2
第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要	
○金融円滑化に向けた体制整備	3
第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要	4
第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要	4
補足	
○各部署の役割の確認	4
金融円滑化管理体制 図	5
第5 法第4条に基づく措置の実施状況（別表1から別表4まで）	
（別表1）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が中小企業者である場合）	6
（別表2）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者である場合）	7
（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合）	8
（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合）	9

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表5及び6）

（別表5）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額（債務者が住宅資金借入者である場合） ······ 10

（別表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（債務者が住宅資金借入者である場合） ······ 11

金融円滑化への取組みについて

長崎県民信用組合（理事長 小村 隆太郎）は、お客さまへの円滑な資金供給を、最も重要な社会的役割の一つと位置付け、その実現に取り組んでおります。

昨今の厳しい経済情勢等に鑑みると、お客さまへの資金供給をはじめとする金融円滑化について、着実に実行していく必要があると認識しております。

こうした情勢を受けまして、今般、金融円滑化に向けた基本方針を制定しましたので、公表いたします。

「資金調達」に加え、「経営支援」という、お客さまのニーズにお応えすべく、本部に取引先企業に対する専門担当部署の事業資金センターを設置し、専任担当者を置き、経営相談が行えやすい環境を整備しております。

また、金融庁より公表されました「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」を踏まえまして、お客さま本位の姿勢でお客さまからのご相談等には親身な対応を心掛けてまいります。

平成22年 4月 1日

長崎県民信用組合

金融円滑化の基本方針

- ① お客さまへの円滑な金融は、当組合の最も重要な社会的役割の一つであり、お客さまからのお借入れのお申出や、お借入の弁済負担軽減等に関わるご相談等には親身な対応を心がけ、可能な限りお客さまのご要望に沿うよう努力致します。
- ② 与信判断に当たっては、決算内容や業種等のお客さまの外形的な事実だけではなく、経営実態や特性をきめ細かく検討する等、個別企業や個人の実情に応じた的確な融資判断・条件検討を行います。
- ③ お客さまからのお借入等のお申出に際しては、信用保証協会の保証制度等を十分に検討致します。
- ④ お客さまからのお申出事項に対しては、お客さま本位の姿勢で、契約内容や結論に至った理由・経緯を可能な限り丁寧に説明致します。
- ⑤ お客さまにとって必要と判断した場合には、可能な限り経営指導・助言を行うよう努めます。
- ⑥ お客さまからのご照会・ご相談・ご要望・苦情等については、適正な対応に努めます。
- ⑦ お客さまからのお借入れの弁済負担軽減等に関わるご相談等に際しては、他の金融機関とのお取引状況等を丁寧に伺い、可能な限り把握した上で、適切に対応致します。

【お問い合わせ窓口】

長崎県民信用組合 本部 リスク管理センター 電話番号 0120-32-0892
(受付時間 9:00~17:00 ただし、当組合の休業日を除く)

金融円滑化に向けた体制整備

【組織体制】

【金融円滑化管理責任者】：【油谷常務理事】

「主な役割」：担当部署よりの報告を確認し、常務会へ報告を行う。その結果、必要な指示を担当部署へ行う。

【金融円滑化担当部署】：【統括部署：事業資金センター】

【管理部署：リスク管理センター】

【金融円滑化担当者】：【事業資金センター長】【リスク管理センター長】

「主な業務内容」：

① 金融円滑化が適切に行われるよう適切な指導（円滑化の推進等）の実施及び管理を行う。

② 金融円滑化管理規程や各種マニュアルの整備あるいは適切な指導を実施する。

③ 報告・開示

- 各部署よりの報告（条件変更状況等）を受け、分類・整理の上で、管理責任者（担当理事）へ金融円滑化の状況を定期的（四半期毎）に報告を行う。
- 監督官庁への報告を行う。
- 必要な内容の開示を行う（又は経営企画センター（ディスクローズ誌）・総務センター（ホームページ）へ開示を依頼する）

④ 関係部署との連携

- 信用リスクを担う各部署（審査セクター・債権管理調整セクター・与信監査セクター等）及び顧客保護等管理関係部署（リスク管理セクター・事務管理セクター・総務セクター等）との連携をはかり、金融円滑化が適切に行われる組織体制の確保に努める。

⑤ 研修

- 研修（外部・内部）の企画・実施支援。

第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- ・問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応は、以下の対応窓口及びそのフォローを統括部署で行う体制であります。また、その内容に関しては、従来より定められております「コソフライアス・マニュアル」の「苦情及び要望その他の記録票」によって、統括部署より本部関係部署・理事への回付と担当理事より常務会での報告、その改善等に関する指示等が行われる体制となっております。
 - ：【統括部署：リスク管理センター】
 - ：【対応窓口：各営業店担当者】

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- ・経営支援・営業支援等の体制としては、従来より中小企業者に対しての専担部署として、事業資金センターを設置し、各取引先に担当者を配置し、経営支援・営業支援等を行う体制としております。
 - ：【統括部署：事業資金センター】
 - ：【対応窓口：事業資金センターの各企業の担当者及び営業店 KFP 相談担当者】

※補 足

【各部署の役割の確認】：

円滑な資金供給、経営支援・営業支援、お客様への適切な説明、問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応に関しては、各対応窓口にて適切に対応を行う事としております。また、対応窓口のフォロー等を統括部署にて行う体制であります。

・円滑な資金供給：

対応窓口：事業資金センター担当者・営業店 KFP 相談担当者（統括部署：第3営業部）

・経営支援・営業支援：

対応窓口：事業資金センターの各企業の担当者及び営業店 KFP 相談担当者（統括部署：事業資金センター）

・お客様への適切な説明：

対応窓口：事業資金センター担当者・営業店 KFP 相談担当者（統括部署：第3営業部）

・問い合わせ・ご相談・ご要望・苦情への対応：

対応窓口：各営業店担当者（統括部署：リスク管理センター）

＜金融円滑化管理体制＞

お客さま

中小企業者・個人事業者

個人（住宅資金借入者）

- 新規融資や融資条件変更の相談
- 経営相談・経営指導及び経営改善に関する支援
- お客さまに対する適切かつ十分な説明

- 融資取引にかかる問い合わせ、相談、要望、苦情
- 預金他取引にかかる問い合わせ、相談、要望、苦情

対応窓口

金融円滑化担当者：営業店融資担当者/事業資金センター担当者

営業店・事業資金センター

申請
否承
決認

指導・支援

報告・相談

報告
指示
連絡

本部

審査：
審査センター

申請
協議
決裁

金融円滑化担当部署：
事業資金センター

金融円滑化管理部署：
リスク管理センター

相談・要望・苦情等統括部署：
リスク管理センター

審査：審査担当理事：
向井理事

指導
支援

報告

報告
指示

報告・連絡相談

金融円滑化管理責任者：油谷常務理事

常務会

報告
指示

相談・要望・苦情等統括部署：
担当理事：山本理事

指示

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者である場合]

金融機関名	長崎県民信用組合
金融機関コード	2825
業態	信用組合
地域	福岡

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16	67						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	16	67						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	24						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	16	43						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	0	0						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

金融機関名	長崎県民信用組合
金融機関コード	2825
業態	信用組合
地域	福岡

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	11						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	2	11						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	4						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	2	7						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	0	0						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	0	0						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

金融機関名	長崎県民信用組合
金融機関コード	2825
業態	信用組合
地域	福岡

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	16	21						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	17						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	16	4						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

第5 法第4条に基づく措置の実施状況

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

金融機関名	長崎県民信用組合
金融機関コード	2825
業態	信用組合
地域	福岡

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	2	5						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	3						
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	2	2						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

(*別表5*) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が住宅資金借入者である場合]

金融機関名	長崎県民信用組合
金融機関コード	2825
業態	信用組合
地域	福岡

(単位:百万円)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0						
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0						
うち、審査中の貸付債権の額	0	0						
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0						

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

（另表6）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

金融機関名	長崎県民信用組合
金融機関コード	2825
業態	信用組合
地域	福岡

(単位:件)

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	0						
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0						
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0						
うち、審査中の貸付債権の数	0	0						
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0						